

## 令和5年 大口購入者奨励のご案内

平素は、J A 鈴鹿 購買事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて農業生産コストの多くを占める農薬コスト低減への支援強化の為、大口購入者奨励（事後後戻し）を下記の通り実施致しますので、是非とも御利用頂きますよう御案内申し上げます。  
なお、奨励実施にあたっては条件等もありますので詳細につきましては、各営農経済渉外員に御確認下さい。

## ・大口購入者奨励

## ① 対策基準

令和5年1月～令和5年12月の水稻・茶・植木・園芸用等農薬の各期予約供給金額に対し、下記「農薬大口購入者奨励基準表」の通り、奨励措置（後戻し）を実施致します。

## ② 対策要件

予約合計供給金額の基準は基本的に各種予約申込書に記載され、春農薬は1月～6月末、秋農薬は7月～12月末にそれぞれ供給した品目における予約価格の合計金額と致します。

## 農薬大口購入者奨励基準表

奨励区分	奨励対象供給金額（税込）	値引率（%）
①	50万以上～100万未満	8%
②	100万以上～200万未満	10%
③	200万以上～400万未満	12%
④	400万以上～1,000万未満	15%
⑤	1,000万以上～2,000万未満	18%
⑥	2,000万以上～	20%

※ 1,000万円以上の超大口購入者に対する奨励は、原則としてケース単位・返品なしとするとともに、単品毎に粗利益率を勘案し値引き率を減率する場合があります。

※ 部会等による共同購入の値引き率は部会員一戸単位の購入金額に対する値引き率とし、値引き金額は部会員（個人）に帰属します。

## ・奨励金の支払い方法

- ① 購入者別に、春農薬は1月～6月、秋農薬は7月～12月の予約合計供給金額に対し、基準に応じた後戻し処理を致します。
- ② 奨励金支払いは、春農薬は同年11月、秋農薬は翌年3月を目途に実施予定し、購買代金決済口座へ振込みます。
- ③ 代金決済要領にもとづく決済日より1ヵ月経過して決済不能（未収）となっている金額は除きます。